

規 制 基 準（特定建設作業）（昭和43年厚生省・建設省告示第1号等から作成）

規制基準	すべての敷地の境界線	騒音：85デシベルを超えるものでないこと 振動：75デシベルを超えるものでないこと
作業時間	第1号区域 第2号区域	午後 7時～翌日の午前 7時の時間内でないこと 午後10時～翌日の午前 6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号区域 第2号区域	10時間／日を越えないこと 14時間／日を越えないこと
作業期間	全区域	連続6日間を超えないこと
作業日	全区域	日曜日その他の休日でないこと

※ 第1号区域とは、第2号区域以外の区域を指す。第2号区域とは、都市計画法に定める工業地域及び工業専用地域において学校、保育所、病院および診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地周囲おおむね80mの区域内を除いた地域を指す。